

清水町後期高齢者医療に関する条例（平成20年清水町条例第3号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項又は第2項（<u>これらの規定を法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を受けるに至った際清水町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により清水町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を受けるに至った際清水町に住所を有していた被保険者</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。